

多治見市児童発達支援センター安心安全給食特区

都道府県名 :	岐阜県		
申請主体名 :	多治見市		
区域の範囲 :	多治見市の全域		
特区の概要 :	<p>多治見市の児童発達支援事業では、幼稚園・保育園と児童発達支援事業所の併行通園を主とした療育体制をとり、園での集団生活により児童が持つ力が十分発揮されるよう支援を行っている。</p> <p>今般、療育ニーズの多様化等に対応するため、児童発達支援センター新設が決定。新設後も引き続き園での生活を主とすることを想定しており、児童発達支援センターは中核的な施設として更に事業所と連携し児童に対しきめ細かい支援を行うことが求められる。</p> <p>そこで特例措置を活用し、新設される児童発達支援センターにおいて給食の外部搬入を行い、人件費や調理機器設置等の費用を削減することで、療育サービスの充実を図る。</p>		
適用される規制の特例措置 :	・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業		



給食の様子（イメージ）
(写真は搬出予定の保育園)



療育の様子（イメージ）
(写真は公立の児童発達支援事業所)